

「戦争法」制定に反対する意見書（案）

政府は第 189 回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の 2 法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など 10 法案を一括したものである。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきものだ。

政府は長年にわたって「憲法第 9 条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最低限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の 2 法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、とうてい認めることはできない。

よって本議会は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、2 法案の制定を断念することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 27 年 6 月 30 日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
防衛大臣